

市場仲介業者のコンプライアンス機能に係る原則

(報告書「市場仲介業者のコンプライアンス機能」より、原則のみ抜粋。)

トピック 1:コンプライアンス機能の確立

- (a) 市場仲介業者は、コンプライアンス機能を確立し、維持すべきである。
- (b) コンプライアンス機能の役割は、市場仲介業者による証券規制の遵守状況とその監督手続きの適切性について、継続的に、確認し、評価し、助言し、報告することである。

トピック 2:上級経営陣及び企業統治組織の役割

- (a) 証券規制を遵守するためのコンプライアンス機能、コンプライアンス方針及び手続きの確立、並びにその維持は、上級経営陣の役割である。
- (b) 企業統治組織は、上級経営陣がその役割を効果的に果たしているという十分な保証を得るべきである。

トピック 3:独立性及び業務遂行能力

コンプライアンス機能は、他の業務分野から不当な影響をうけることなく、自らのイニシアティブで活動できるべきであり、上級経営陣や、必要な場合には企業統治組織にアクセスできるべきである。

トピック 4:コンプライアンス担当者の資格

コンプライアンス担当者は、その責務を効果的に果たすため、誠実であり、関連する規則を理解しており、必要な資格、業界経験、専門性及び個人的資質を有しているべきである。

トピック 5:コンプライアンス機能の有効性の評価

- (a) 市場仲介業者は、定期的に、コンプライアンス機能の有効性について評価しなければならない。
- (b) 内部評価に加え、コンプライアンス機能は、定期的な外部検証を受けるべきである。そのような検証は、外部監査人、自主規制機関、あるいは規制当局のような独立した第三者が行うことができる。

トピック 6: 規制当局による監督

- (a) 規制当局による市場仲介業者の監督には、市場仲介業者の規模及び業務内容を考慮した上で、コンプライアンス機能の評価を含むべきである。
- (b) 規制当局は、特に欠陥に気づいた場合には、市場仲介業者にコンプライアンス機能の改善を促す方策を講じるべきである。また、規制当局は、市場仲介業者に対し、そのコンプライアンス機能について、法を執行し、あるいは他の適切な懲罰手続きを採ることができる権限を有するべきである。

トピック 7: クロスボーダー業務におけるコンプライアンス体制

市場仲介業者がクロスボーダーで活動する場合、コンプライアンス機能は、当該市場仲介業者が業務を営むそれぞれの国で適用される法令を理解し、それを遵守するために必要な人員及び専門性を有するための方策を講じなければならない。